

障害者・高齢者・介護関係施設 施設長・管理者 様

浜松市長 鈴木 康友

新型コロナウイルス感染症の陽性者を把握した場合の報告について（依頼）

日ごろ、本市の健康福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各施設・事業所（以下「施設等」という。）の所管課では施設等の感染状況を把握する必要がありますので、施設等におかれましては、利用者・職員等の関係者（以下「利用者等」という。）に新型コロナウイルス感染症の陽性者（PCR検査、抗原検査等の結果で陽性であることが判明した者）を把握した場合には、下記のとおり報告をお願いいたします。

なお、この通知をもって、令和2年3月12日付け浜健介第1141号の通知「新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の報告について（依頼）」は廃止とします。

記

1 所管課への報告について

新型コロナウイルス感染症の陽性者を把握した場合、施設等は速やかに所管課へ電話で報告してください。

(1) 平日昼間の連絡先等

平日… 8時30分～17時15分

施設等	所管課	電話番号
障害福祉サービス等事業所	障害保健福祉課 指導グループ	457-2860
高齢者福祉施設 (養護・軽費・有料老人ホーム)	高齢者福祉課 施設福祉グループ	457-2886
介護保険サービス事業所	介護保険課 指導第1・2グループ	457-2875

(2) 平日夜間・閉庁日の連絡先等

ア 連絡先・連絡対応日時

連絡対応日時	連絡先	電話番号
平日…17時15分から翌朝8時30分まで	浜松市役所	457-2111
土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）…終日	大代表	

イ 連絡について

平日夜間・閉庁日の電話（浜松市役所 大代表）は、守衛室職員が応答します。

「新型コロナウイルス感染症の陽性者を把握したため、〇〇課（所管課）から電話が欲しい。」  
旨と、施設等の名称・担当者名・電話番号をお伝えください。

守衛室から所管課へ連絡した後、所管課から事業所へ電話連絡します。

2 所管課への報告事項について

電話報告の際、別紙の事項について口頭で報告してください。

また、「新型コロナウイルス感染症の陽性者報告書」（別紙）への記載が完了次第、所管課にメールにて提出してください。

3 その他

この取扱いは、当分の間、適用するものとします。